

## 三重県特定非営利活動促進法施行条例

平成十年十月十六日 三重県条例第四十三号

改正

平成十五年三月十七日	三重県条例第十八号
平成十七年十月二十一日	三重県条例第六十八号
平成二十年三月二十六日	三重県条例第十四号
平成二十年十月二十四日	三重県条例第四十五号
平成二十四年三月二十七日	三重県条例第三十一号
平成二十四年六月二十七日	三重県条例第四十八号
平成二十九年三月二十八日	三重県条例第二十号
令和二年三月二十四日	三重県条例第二十六号

三重県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

三重県特定非営利活動促進法施行条例

### (趣旨)

**第一条** この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。

### (設立の認証申請等)

**第二条** 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
  - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
  - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。
- 一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。
- 5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせている場合にあつては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受け

る場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

- 6 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又はインターネットの利用による公表及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。
- 7 法第十条第三項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 8 法第十条第三項の規定による補正を行う場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出しなければならない。

#### （認証期間）

**第三条** 法第十二条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の期間を経過した日から一月以内とする。

#### （社員総会の議事録）

**第四条** 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識をすることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって規則で定めるものをもって作成しなければならない。

- 2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - 二 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
  - 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
  - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### （定款の変更の認証申請）

**第五条** 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 二 変更の内容
  - 三 変更の理由
- 2 第二条第七項及び第八項の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証について準用する。

#### （定款の変更の届出）

**第六条** 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出することにより行うものとする。

#### （事業報告書等の提出）

**第七条** 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において

準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の事業報告書等を法第二十八条第一項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して七日以内に知事に提出しなければならない。

**(事業報告書等の閲覧等)**

**第八条** 法第三十条の規定による閲覧及び謄写については、次項に定めるもののほか、規則で定めるところによる。

2 法第三十条の規定による謄写を請求するものは、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

**(成功の不能による解散の認定申請)**

**第九条** 法第三十一条第二項の規定による解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

**(残余財産の譲渡の認証申請)**

**第十条** 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散した特定非営利活動法人の解散前における名称
- 二 清算人の住所又は居所及び氏名
- 三 譲渡すべき残余財産
- 四 残余財産の譲渡を受ける者

**(合併の認証申請)**

**第十一条** 法第三十四条第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
  - 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 第二条第二項から第五項まで並びに同条第七項及び第八項の規定は、法第三十四条第三項の合併の認証について準用する。

**(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)**

**第十二条** 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了する

までの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

**(認定特定非営利活動法人の認定申請等)**

**第十三条** 法第四十四条第一項の規定による認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

**(公示事項)**

**第十四条** 法第四十九条第二項第五号（法第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める事項は、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の定款に記載された目的とする。

**(認定の有効期間の更新申請)**

**第十五条** 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

**(認定特定非営利活動法人の定款の変更に関する書類の提出)**

**第十六条** 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出することにより行うものとする。

**(役員報酬規程等の提出)**

**第十七条** 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに規定する書類を作成すべき期間の末日から起算して七日以内に、当該書類（同項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を知事に提出することにより行わなければならない。

**(助成金支給書類等の提出)**

**第十八条** 法第五十五条第二項の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、規則で定める様式により、事後遅延なく行うものとする。

**(役員報酬規程等の閲覧等)**

**第十九条** 法第五十六条に掲げる書類の閲覧又は謄写については、第八条の規定を準用する。

**(特例認定の申請)**

**第二十条** 法第五十八条第一項の規定による特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

**(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)**

**第二十一条** 第十六条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

**(合併の認定の申請)**

**第二十二条** 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条

第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第十一条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定の申請書を知事に提出しなければならない。

**(情報通信の技術を利用する方法による手続)**

**第二十三条** 法第七十四条に規定する手続（法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧（個人の住所又は居所に係る部分の縦覧に限る。）並びに法第三十条及び法第五十六条の規定による閲覧（個人の住所又は居所に係る部分の閲覧に限る。）を除く。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める。

**(電磁的記録による保存)**

**第二十四条** 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、次の各号に掲げる書面の保存とする。

- 一 法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による財産目録の備置き
  - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き
  - 三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿並びに定款等の備置き
  - 四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
  - 五 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き
  - 六 法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の備置き
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

**(電磁的記録による作成)**

**第二十五条** 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次の各号に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
  - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
  - 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
  - 四 法第五十四条第二項及び第三項の規定による同条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の作成
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行

わなければならない。

**(電磁的記録による縦覧等)**

**第二十六条** 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次の各号に掲げる書面の閲覧とする。

- 一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
  - 二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
  - 三 法第五十二条第四項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
  - 四 法第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類の閲覧
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

**(法別表各号に掲げる活動に準ずる活動)**

**第二十七条** 法別表第二十号の条例で定める活動は、次に掲げる活動とする。

- 一 地域防災活動
- 二 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- 三 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

**(規則への委任)**

**第二十八条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年三月十七日三重県条例第十八号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十八号抄）

**(施行期日)**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十年三月二十六日三重県条例第十四号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

**附 則**（平成二十年十月二十四日三重県条例第四十五号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年三月二十七日三重県条例第三十一号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年六月二十七日三重県条例第四十八号）

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

**附 則**（平成二十九年三月二十八日三重県条例第二十号抄）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**（令和二年三月二十四日三重県条例第二十六号）

この条例は、令和二年三月二十四日から施行する。